

## 心のバリアフリーとは？

心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要です。そのポイントは以下の3点とされています（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）。

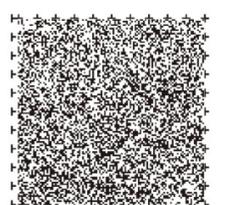
障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、全ての人々が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

## 5 推進期間

令和2年度から令和6年度までの5年間



## 6 基本的な推進方向

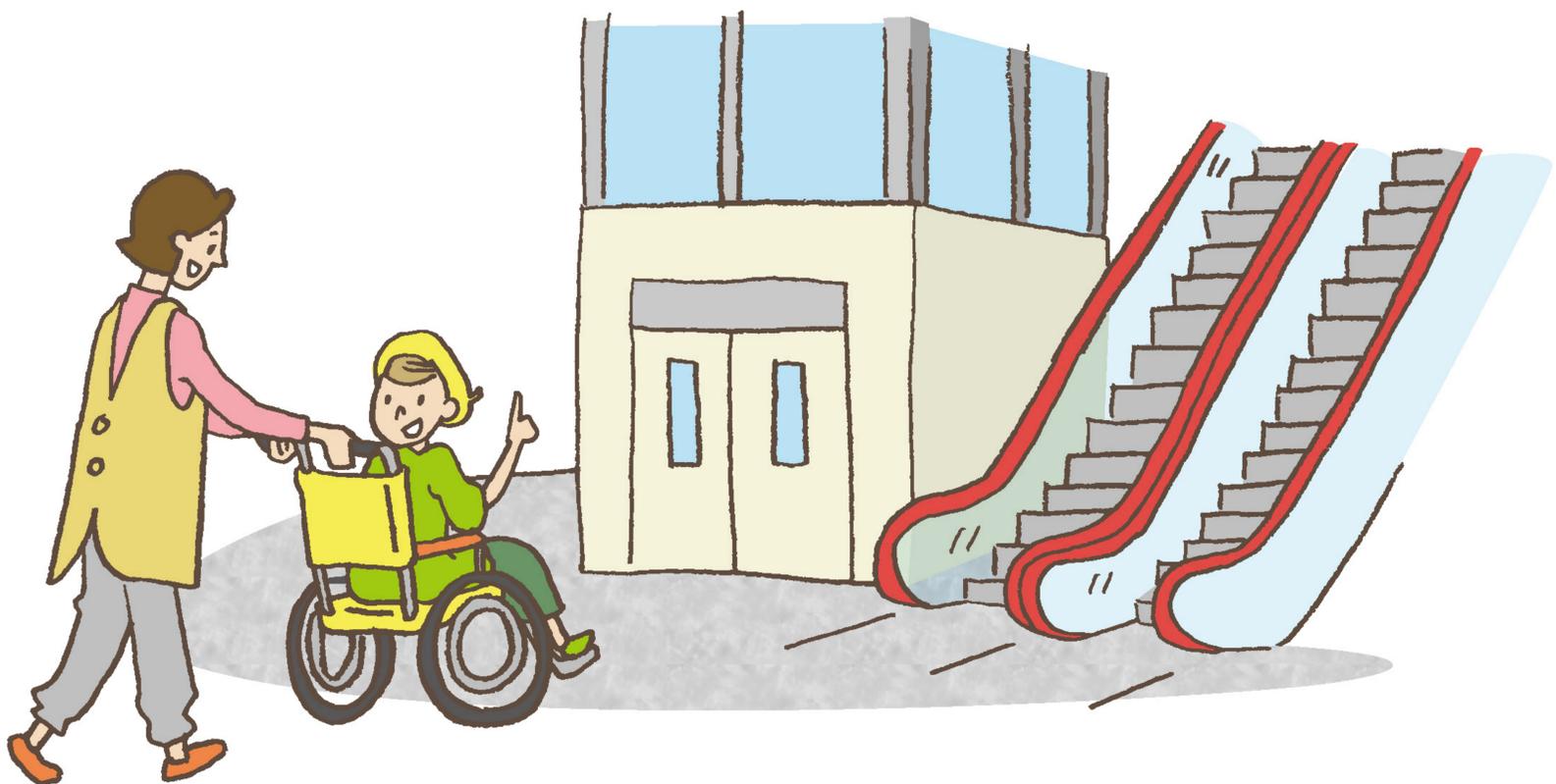
### <目指す姿>

全ての人個人として尊重され、自らの意思に基づき自由  
に行動し、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される  
地域社会

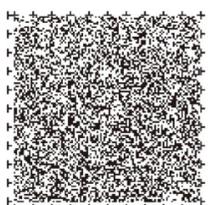
ひとにやさしいまちづくりとは、この目指す姿の実現のため、全ての人安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境を整備していく取組です。

ひとにやさしいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策の基本的な方向を次のとおりとします。

- ① 全ての人互いに支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』
- ② 全ての人安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』
- ③ 全ての人に使いやすい『ものづくり』
- ④ 全ての人が必要なときに必要な形で受け取ることができる『情報発信』
- ⑤ 全ての人が多様な分野で主体的に活躍できる『参画』



エレベーターとエスカレーターの乗り場が同じ場所  
にあり、使う人が使いやすい設備を選択できます



## 7 推進の基本的視点

「ひとにやさしいまちづくり」の取組を進める上での基本的視点を次のとおりとします。

### 1 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視

全ての人々が安全かつ円滑に利用できる生活環境及び社会環境を整備していこうという取組であるひとにやさしいまちづくりを進めていくためには、実際にそれらを利用する多様な方々のニーズを把握することが重要です。

様々なニーズには実現が容易でないものや、関係者間の利害が一致しないものも含まれるものと考えられますが、お互いのニーズの相違を理解し、歩み寄り、解決策を見いだしていく上で、十分な双方向の対話が行われることが重要です。

### 2 取組の発展的推進(終わりなき取組)

全ての人々が満足して利用できるものの実現は実際にはなかなか困難です。

しかし、個々の取組における利用者の参画や、対話等を通じて得られた様々な成果や知識を次の(他の)取組に活かし、それを繰り返すことによって、スパイラルアップ(段階的・継続的発展)へとつながっていくことが期待されます。

「終わりなき取組」として、常に見直し、改善に取り組む姿勢が重要です。

### 3 さりげないデザインへの配慮

例えば、エスカレーターとエレベーターの乗り場が同じ場所にあり、使う人が使いやすい設備を選択して使用できるなど、誰もが使用しやすい設備のあり方が求められています。

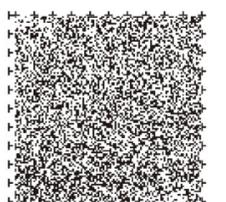
誰が使っても違和感がなく、自然に受け入れられる、ユニバーサルデザインの考え方に基づくさりげないデザインへの配慮が重要です。

併せて、表示を大きくしたり、明瞭な着色とするなど、必要とする人が分かりやすいような配慮も必要です。

### 4 柔軟で持続可能な取組

ひとにやさしいまちづくりの推進について、特に施設等の整備は、資金的な制約や、土地の面積、建物の構造等の物理的な制約を受けることも多く、全てを画一的に進めることは現実的には困難です。

ひとにやさしいまちづくりは、それぞれの状況に応じ、できるところから、柔軟かつ、持続可能なものとして取り組んでいくことが重要です。



## 8 具体的な推進方向

今後の具体的な推進方向を次のとおりとし、本県のひとにやさしいまちづくりに取り組んでいくこととします。

### 1 全ての人相互に支え合うことのできる「心」を醸成する『ひとづくり』

ひとにやさしいまちづくりの推進の基本となるのは、高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人、性的マイノリティ（LGBT等）、けがや病気を持つ方などを含む、多様な人の存在を理解し、お互いに尊重し、支え合うことのできる「心」の醸成です。そのために次のことに取り組みます。

- ① 意識啓発（県民、事業者全般に対する働きかけ）
- ② 学ぶ機会づくり（自ら学習する機会の提供）
- ③ 人材育成（率先して取り組む人材・組織の育成）

#### 1 意識啓発の促進

##### 【推進上の課題・視点】

意識啓発は、ひとにやさしいまちづくりを進める上での基本となるものであり、県民や事業者に対し、あらゆる機会、方法により、粘り強く進めていくことが必要です。

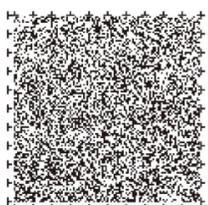
ア ユニバーサルデザインの考え方の普及や、多様な人の存在を理解し、年齢や障がい、子育て、性的指向、性自認等による困りごとに対する配慮などの自発的な行動を促進するため、県・市町村の広報誌、インターネットホームページや各種報道機関等、あらゆる媒体を通じて広報活動を継続的に行っていきます。

イ 県民や事業者によるひとにやさしいまちづくりに対する理解を深めるための、研修会等を定期的に行っていきます。

ウ 誘導ブロック、多機能トイレ、ひとにやさしい駐車場など障がい者等に配慮した設備の目的やあり方、障がいに応じた情報提供やコミュニケーションへの配慮の方法などの理解が広がるよう周知を図ります。

特に多機能トイレについては、利用者の集中を緩和し、広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、オストメイト用設備や大型ベッド、乳児用おむつ交換台等の個別ニーズに対応した各種設備・機能を適切に分散してトイレを配置するなど、多様な利用者の円滑な利用を促進するための設備のあり方について周知を図ります。

エ 公共施設の点検活動やバリアフリー化された施設又はユニバーサルデザインの施設の体験など、見て、聞いて、触れて理解を促進するための活動の実施を促進するほか、国が推進する「心



のバリアフリー」の取組とも連携し、ひとにやさしいまちづくりの普及を図ります。

オ 県民の意識高揚に向け、ひとにやさしいまちづくりに関するアイデア公募や、優良な取組に対する表彰等を行っていきます。

カ 県民による主体的で活発な取組を進めていくため、ボランティア活動やNPO法人等の民間団体の活動への積極的参加を促進していきます。

キ 県民の理解と協力に基づいて歩行に困難のある障がい者や高齢者、妊産婦等が障がい者用駐車場を適正に利用するための「ひとにやさしい駐車場利用証制度」（県と施設管理者が協定を締結し、県が「利用証」を交付することにより、適正利用を促進する仕組み）の普及を図り、「ひとにやさしい駐車場」の適正利用を促進していきます。

ク 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、援助を得やすくなるよう、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる「ストラップ型ヘルプマーク」の普及をはじめ、各種マークの紹介等を通じて、お互いに支え合う心の醸成を促進していきます。



ひとにやさしい駐車場利用証  
(緑色：長期用、橙色：短期用)



配慮を必要としていることを知らせる  
「ヘルプマーク」

## 2 学ぶ機会の充実

### 【推進上の課題・視点】

多様な人がお互いに尊重し、支え合うことができる「心」の醸成には、子どもたちからの教育の充実を進めていくことが必要です。また、生涯を通じて、県民がユニバーサルデザインについて自ら学ぶ機会の充実を進めていくことが必要です。

### 〈学校教育〉

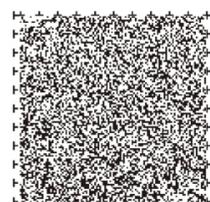
ア 学校においては、障がいのある児童生徒が身近な学校で障がいのない児童生徒と共に学ぶことのできる教育の場の拡充と、学習・生活を支える体制の強化を図るとともに、特別支援教育に対する県民の理解増進や、障がいのある生徒の就業支援に取り組んでいきます。

イ 総合的な学習（探究）の時間等において、ひとにやさしいまちづくりに関する教育活動が積極的に導入され、ユニバーサルデザインに対する児童生徒の理解が促進されるようにするため、各種教員研修における内容の充実等に努めます。

また、小中学校等においては、道徳をはじめとする各教科等で心のバリアフリーに関する内容を扱うとともに、特別支援学校が実施している交流籍を活用した交流及び共同学習等により児童生徒の相互理解の促進を図ります。



出前授業で手話を学ぶ様子



## 8. 具体的な推進方向

- ウ 学校等に対し、ユニバーサルデザインに係る講師の紹介（派遣）や体験プログラム等を提供し、学習会及び体験学習の実施に向けた各種公共的施設の調整等に努めます。
- エ 福祉教育の推進等を通じて、高齢者や障がい者などとの地域における多様な交流等を促進していきます。

### 〈生涯学習・社会教育〉

- オ 関係機関や団体等と連携協力し、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりを基盤として、県民が自らひとにやさしいまちづくりについて学習する機会や情報の提供に努めます。
- カ 学校・家庭・地域が連携した奉仕体験など多様な体験活動への参加促進等により、ひとにやさしいまちづくりに関する学びの環境づくりを進めます。



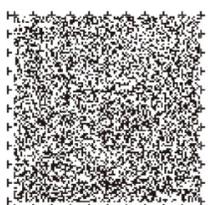
不特定多数の方が利用する公共的施設の点検を行っているところ  
(障がい者観光サポーターの会)

## ③ 人材・組織の育成

### 【推進上の課題・視点】

- ひとにやさしいまちづくりの取組の着実な進展を図るためには、地域や各種組織等において、率先して取り組む人材の育成を進めていくことが必要です。
- 各分野の行政施策にユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくために、個々の行政職員の理解を深めていくことが必要です。
- ユニバーサルデザインに関する新たな技術や知見、先進的な取組等を効果的に本県の取組に取り込んでいくため、一元的に情報を収集し、発信していく情報拠点の確立を進めていくことが必要です。
- 県民ニーズの多様化が進む中、ひとにやさしいまちづくりを進めていく上で、行政は民間団体との一層の連携を図りながら、取組を進めていく必要があります。そのため、民間団体の活動の活発化を進めていくことが必要です。
- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時に要配慮者への支援が的確に行われるよう、ボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティア活動団体のネットワーク作りを進めていくことが必要です。
- 希望郷いわて国体・大会により高まったボランティア参加の意識や機運を、レガシーとして継承し、ボランティア活動の継続を図ることが必要です。

- ア 各地域、商店街・宿泊施設等において、ひとにやさしいまちづくりの推進に率先して取り組む人材の育成のための研修の実施、講座の開設を行うとともに、その人材の活動支援に努めます。  
併せて、国が交通事業者や宿泊施設向けに策定した高齢者や障がい者等の接遇マニュアルの普及を図ります。



- イ 様々な分野の行政施策にユニバーサルデザインの考え方を反映させていくための、県・市町村の職員の理解促進に向けた疑似体験活動などを含めた研修を実施していきます。
- ウ 県及び県立大学が連携し、ユニバーサルデザインに関する情報拠点として、ひとにやさしいまちづくり推進のための各種情報の一元的な収集・発信を積極的に行っていきます。
- エ ひとにやさしいまちづくりを推進するNPO法人等の民間活動の活動基盤の強化の支援を行うとともに、地域の実情に応じたNPO、地縁組織、企業、行政等による連携・協働のネットワークづくりに取り組みます。
- オ 災害時に要配慮者への支援などが的確に行われるよう、防災ボランティアの育成や、その活動をコーディネートするボランティア活動団体のネットワークづくりを関係団体とともに進めます。
- カ 多様な福祉ニーズにきめ細かく対応できる福祉ボランティアの養成を支援し、ボランティア活動の促進を図ります。
- キ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、全国に先駆けて設置した、大規模災害時に避難所等において、要配慮者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを担う「災害派遣福祉チーム」について、官民学の関係団体とともに派遣体制の充実・強化を図ります。

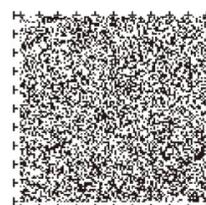
## 2 全ての人々が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる『まちづくり』

「まち」は人々が、様々な形で社会に参画し、自己実現を図る場です。  
 全ての人々が安全かつ円滑に移動でき、快適に過ごすことができる「まちづくり」を目指し、建築物、交通機関、道路、住宅、公園・観光地等の憩いの空間、商店街等の改善の促進に取り組みます。

### 1 まちづくり全体

#### 【推進上の課題・視点】

- 全ての人々の移動の円滑化を図る観点から、連続した「線」の整備、行動範囲の広がりをもたらす一体的な「面」の整備に取り組んでいくことが必要です。
- 多様な人々のニーズに対応するため、できるだけ多様な人々の意見を把握し、それを反映させていく仕組みづくりを進めていくことが必要です。
- 東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸部では、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりに、引き続き取り組むことが必要です。また、災害時の避難に備えるなど、防災・減災のまちづくりを進めていくことが必要です。



## 8. 具体的な推進方向

- ア 一定の地区における施設や移動経路等の一体的な整備を促進するため、市町村によるバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく「基本構想」及び「マスタープラン」の策定を支援します。
- イ 県が策定する、まちづくりにかかわる各種計画の策定に際して、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り込んでいくことにより、総合的なまちづくりを促進していきます。
- ウ 県の公共的施設を新設する場合の利用者等の意見を聴取する仕組みをもとに、意見把握からその反映に至る一連の取組をモデルとして広く示すことにより、多様な利用者のニーズを反映させていく取組の民間施設等への波及を促進していきます。
- エ ひとにやさしいまちづくりにかかる他県の先進事例などを含む優良事例を体系的に収集・整理し、県のホームページ等で広く公開していくことにより、他の取組への活用を促進していきます。
- オ 東日本大震災津波からの復興まちづくりについて、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりが行われるよう、引き続き市町村への助言や支援を行います。
- カ 高齢者や障がい者などの方々が自動車で移動しやすい環境整備のため、「ひとにやさしい駐車場（指定駐車施設）」の更なる拡充を図ります。

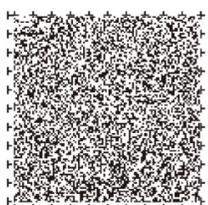


傘をさせない車椅子の方も、雨や雪を気にせず安全に移動できる屋根付きの駐車場

### 2 公共的施設・建築物

#### 【推進上の課題・視点】

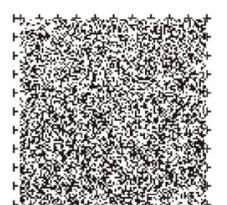
- 平成30年度の希望郷いわてモニター調査によると、まちの中の公共的施設や道路などにバリア（障壁）を感じる割合は「よくある」「たまにある」が約82%と8割を超えており、引き続きユニバーサルデザイン化・バリアフリー化に向けて取組を進めていくことが必要です。
- 民間の公共的施設、特に既存の施設の改善については、今後も、一層、事業者の意識啓発を進め、自発的な取組を促していくことが必要です。
- 公共的施設の新設等において、条例等に定める「整備基準」さえ充足すれば十分との意識が見受けられる場合もあることから、使う人の利用しやすさの追求についても、事業者に啓発を進めていくことが必要です。
- 本県においては、冬季における凍結、落雪等のため、車椅子が使用しにくい等の状況の発生を十分に配慮して施設等の改善を進めていくことが必要です。
- 学校や公民館等の避難施設に指定されている建物については、被災者、特に高齢者や障がい者などの要配慮者の良好な居住性の確保のために、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めていくことが必要です。



- ア 事業者及び建築関係団体の意識啓発を促進するため、研修会を実施するとともに、優良事例の普及に努めます。
- イ 地域のグループ等によって行われる公共的施設等の点検活動の成果の積極的活用を施設管理者等に対して働きかけるとともに、地域住民を対象とする「報告会」の実施等を促進していきます。
- ウ 県の公共的施設については既存の施設を含め、率先して整備に努めます。
- エ 県の低利融資制度（ひとにやさしいまちづくり推進資金）の利用促進を図ることにより、公共的施設の整備を促進していきます。
- オ 県が策定している「まちづくりユニバーサルデザインガイドライン」の一層の周知に努めるとともに、その積極的な活用を促進していきます。
- カ 公共的施設の新設等にかかる当事者（利用者、施設設置者、設計者、施工者等）の参加の「ワークショップ」（提起された課題などに関して、意見交換や対応案の検討を行うための集まり）等の取組を支援することにより、事業者、利用者相互の理解を促進していきます。
- キ ひとにやさしいまちづくり条例に基づく特定公共的施設の公共的施設整備基準への適合を促進するため、整備基準適合に要する費用等にかかる情報提供を行うとともに、整備基準不適合原因の調査・分析の結果を踏まえた効果的な指導及び助言を行っていきます。また、整備基準適合施設にかかる適合証プレートの交付、施設への掲示等を通じ、事業者の意識の高揚及び県民による理解を促進していきます。
- ク 本県の気候風土を踏まえ、ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設整備基準において、積雪、凍結に対応するためのひさしの設置等について定めているところですが、その整備促進について積極的に指導や事例の周知などを行っていきます。
- ケ ひとにやさしいまちづくり条例に基づいて定める公共的施設の整備基準については、利用者のニーズの変化等も踏まえ、そのあり方について適時見直しを行っていきます。
- コ 福祉避難所の指定が進むよう市町村に積極的に働きかけるとともに、災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化について主要な設置者である市町村を支援します。



ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に適合した施設に交付される適合証プレート



### ③ 交通機関等

#### 【推進上の課題・視点】

- 駅舎等の公共交通施設の改善は段階的に進められているものの、階段による上下移動が必要な箇所もまだ多く、車両についても車椅子による利用が困難であるものも多いことから、引き続き改善に努めていくことが必要です。
- 車内、駅、停留所における発着時刻、行き先等の案内情報について、視覚に障がいのある方にとって音声案内が十分でないなど、必要な情報が得られない場合があります。また、在留外国人や外国人観光客も増加しており、利用する全ての方が、必要な情報を適切に得られるよう改善に努めていくことが必要です。
- 公共交通機関を維持・確保し、誰もが住みやすいまちづくりを進める観点から、公共交通主体の市街地交通のあり方について検討を進めていくことが必要です。

ア 駅舎やバスターミナル等の交通施設における、エレベーター・エスカレーター・スロープの設置、音声案内・表示装置、多言語表示等の整備について、交通事業者に対して働きかけ、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが利用しやすい公共交通機関の整備を目指します。

イ 乗降口の段差をなくし、車椅子等でも円滑な乗り降りが可能で、誰もが利用しやすいノンステップバス等の車両の導入の促進や、これらの乗務員向け、利用者向けの乗り方教室の開催を、交通事業者に対して働きかけていきます。

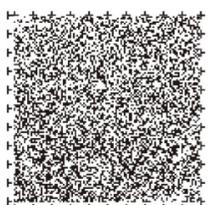
ウ 利用者の移動の円滑化を確保するために、国の補助制度を活用しながら、県及び市町村が連携して、地域公共交通の維持・確保のための支援を行います。また、交通結節点における乗り継ぎの円滑化を図るため、駅及び主要停留所周辺の整備等を交通事業者、道路管理者等に働きかけていきます。

エ 視覚障がい者に対応した音声による案内など、誰もが円滑に移動するために必要な情報を確実に得ることができる交通施設や車内等での情報提供の確立について交通事業者に働きかけていきます。

オ 公共交通機関の利用促進を図るため、情報通信技術も活用しながら、渋滞緩和、定時運行を図るための各種取組を促進していきます。



乗降口に段差がなく、誰もが楽に乗り降りでき、車椅子の方も利用しやすいノンステップバス



## 4 道路

### 【推進上の課題・視点】

歩道の整備、視覚障がい者誘導ブロックの敷設等が着実に進んでいるものの、歩道の段差、急勾配の解消が必要な箇所も多く、継続して改善を進めていくことが必要です。

ア 最も基本的な移動手段である歩行のための空間を安全で快適なものとするため、歩道の拡幅・平坦化・段差解消、視覚障がい者誘導ブロック（黄色を基本とする）の設置、無電柱化、歩車道分離、交通安全施設等の新設・維持修繕に引き続き取り組んでいきます。

イ 冬季における安全で円滑な移動を確保するため、迅速で適切な除雪の実施等に引き続き取り組んでいきます。

ウ 外国人観光客も含めた道路利用者に分かりやすい道路標識の普及や、案内標識における英語表示の内容の統一に取り組んでいきます。



## 5 住宅

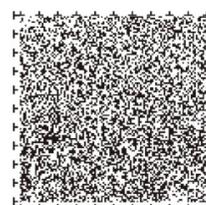
### 【推進上の課題・視点】

新築住宅については、ユニバーサルデザイン化が浸透してきているものの、既存住宅では物理的なバリアに加え、室内の温度差が原因で身体が負担を受ける「温熱環境的バリア」が取り除かれているとはいえない住宅も存在するため、引き続き、居住者、建築関係団体に啓発を図ることが必要です。

ア 県営住宅のユニバーサルデザイン化を率先して推進していくとともに、それをモデルとして、民間共同住宅のユニバーサルデザイン化の普及を促進していきます。

イ 新築や既存の個人住宅では、段差等を解消する物理的なバリアフリーに加え、室内の温度差が原因で身体が受ける負担を解消する「温熱環境上のバリアフリー」を行う技術者を養成し、全ての人が安心して快適に住むことのできる住宅の普及を促進していきます。

ウ 県内各地域の気候や風土を踏まえ高齢者等の居住に配慮した「岩手型住宅」を積極的に推進していきます。



### 6 観光地

#### 【推進上の課題・視点】

全ての人々が、安心して行動できるための、観光施設、宿泊施設等の整備、ユニバーサルデザイン情報の提供促進、関係職員の接遇向上のための取組等を進めていくことが必要です。また、国際定期便の就航等により外国人観光客が増加していることから、外国人対応を充実することが必要です。

ア 宿泊施設等のバリアフリー対応の状況などの情報について、観光関係団体と連携して広く発信するとともに、宿泊施設等の受入環境の整備を一層促進し、誰もが安心して旅行を楽しむことができる環境の充実を図ります。

イ 国際定期便の就航等により外国人観光客が増加していることから、案内表示への多言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）の併記や、外国人対応が可能な観光案内所の設置等を促進していきます。

ウ 国が観光地域向けに策定した高齢者や障がい者等の接遇マニュアルの普及を通じて、音声や手話によるガイド、解説の内容や見所をまとめた媒体の準備など多様な情報提供等の促進に努めます。

### 7 公園・水辺空間等

#### 【推進上の課題・視点】

様々な公園や水辺空間等の「憩いの空間」についても、人が人らしく生きていくために欠かせないものであることから、様々な人にとって開かれた気持ちよく利用しやすいものとして整備を進めていくことが必要です。

公園や水辺空間等の憩いの空間について、誰もが利用しやすいよう、遊歩道、案内表示等のユニバーサルデザイン化を促進していきます。

### 8 商店街

#### 【推進上の課題・視点】

中心市街地商店街は、高齢化の進行等に伴い、一層の活性化が求められていますが、段差解消、利用者ニーズに対応したサービス提供、商品情報の適切な提供等を進めていくことが必要です。

誰もが円滑にショッピングを楽しむことができるよう、駐車場整備、ファミリートイレ、休憩場所等の設置、案内表示・商品展示の改善、接遇の向上等を、モデル的な取組の支援等を通じて促進していきます。

